

別表六(二十一)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(二十一)

平二十六・四・一以後終了事業年度分

事業	種	目	1						
資 産 区 分	種	類	2						
	構造、設備の種類又は区分		3						
	細	目	4						
	取	得	年	月	日	5	平	・	・
	事業の用に供した年月日		6	平	・	・	平	・	・
取 得 価 額	取得価額又は製作価額		7		円		円		
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額		8						
	差引改定取得価額 (7)-(8)		9						
法人税額の特別控除額の計算									
取	得	「21」欄	合計額		円	当期の取得に係る法人税額の額		円	
同上	生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の12の5第7項」又は「第42条の12の5第8項」 ② 「区分番号」欄:「00517」 ③ 「適用額」欄:当該別表六(二十一)「21」欄の金額(円単位)								
(10)	で								
同上	のうち建物及び構築物に係る額	13				当期税額控除可能額 (16)と(18)のうち少ない金額)	19		
税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	特 定 の 期 間 以 分	$((10)-(11))-(12)-(13)) \times \frac{4}{100} + ((11)-(13)) \times \frac{2}{100}$	14			法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「29の②」)	20		
	特 定 期 間 分	$((12)-(13)) \times \frac{5}{100} + (13) \times \frac{3}{100}$	15						
	税 額 控 除 限 度 額 (14)+(15)		16			法人税額の特別控除額 (19)-(20)	21		
機 械 設 備 等 の 概 要									